

令和4年度決算に基づく
高知市の健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

高知市監査委員

5重高監第 33 号
令和5年9月5日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市監査委員 細川 哲也
高知市監査委員 金子 努
高知市監査委員 山根 堂宏
高知市監査委員 浜口 卓也

令和4年度決算に基づく高知市の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度決算に基づく高知市の健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

令和4年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見…………… 1

令和4年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見…………… 9

令和4年度決算に基づく高知市の
健全化判断比率の審査意見

令和4年度決算に基づく高知市の健全化判断比率の審査意見

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく高知市の実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月7日から同年9月4日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が正確であるか，関係法令等に基づき適正に作成されているかどうかの主眼をおき，高知市監査基準に準拠して審査を実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率は，いずれも適正に算定されており，また，その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

(単位：%，ポイント)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
		対前年度 比		対前年度 比			
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	12.7	△ 0.3	13.0	△ 0.6	13.6	25.0	35.0
将来負担比率	160.9	△ 12.1	173.0	0.8	172.2	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については，いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから，「—」と表記している。

審査の状況及び意見は，次のとおりである。

1 審査の状況

健全化判断比率の審査の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした「実質赤字額」の「標準財政規模」に対する比率である。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会計名等		実質収支額				
		令和4年度		令和3年度		令和2年度
			対前年度 比		対前年度 比	
一般会計等	一般会計	1,399,271	△ 3,487,512	4,886,783	4,341,637	545,146
	土地区画整理事業清算金特別会計	0	0	0	0	0
	へき地診療所事業特別会計	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
合計		1,399,271	△ 3,487,512	4,886,783	4,341,637	545,146
標準財政規模		79,713,370	△ 1,645,178	81,358,548	2,398,397	78,960,151
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-

(注) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率を「-」と表記している。

当年度の一般会計等の実質収支額の合計は1,399,271千円の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計及び全特別会計を対象とした「実質赤字額（又は資金の不足額）」の「標準財政規模」に対する比率である。

連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会計名等		実質収支額又は資金の不足(剰余)額						
		令和4年度		令和3年度		令和2年度		
			対前年度 比		対前年度 比			
一般会計等	一般会計	1,399,271	△ 3,487,512	4,886,783	4,341,637	545,146		
	一般会計等 に属する 特別会計							
	土地区画整理事業清算金特別会計	0	0	0	0	0		
	へき地診療所事業特別会計	0	0	0	0	0		
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0		
	一般会計等合計	1,399,271	△ 3,487,512	4,886,783	4,341,637	545,146		
公 営 事 業	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	251,065	49,148	201,917	△ 177,122	379,039	
		収益事業特別会計	△ 4,069,473	530,602	△ 4,600,075	295,771	△ 4,895,846	
		駐車場事業特別会計	△ 154,485	56,810	△ 211,295	39,271	△ 250,566	
		介護保険事業特別会計	783,601	165,105	618,496	214,101	404,395	
		後期高齢者医療事業特別会計	171,557	15,289	156,268	△ 99,619	255,887	
		小計	△ 3,017,735	816,954	△ 3,834,689	272,402	△ 4,107,091	
業 会 計	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	11,779,389	△ 1,475,294	13,254,683	377,298	12,877,385
			公共下水道事業会計	3,214,254	693,478	2,520,776	698,458	1,822,318
		法非適用企業	卸売市場事業特別会計	0	0	0	△ 1,047	1,047
			国民宿舎運営事業特別会計	△ 1,438	34,778	△ 36,216	△ 36,216	0
			産業立地推進事業特別会計	0	0	0	△ 32,598	32,598
			農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
小計	14,992,205	△ 747,038	15,739,243	1,005,895	14,733,348			
公営事業会計合計	11,974,470	69,916	11,904,554	1,278,297	10,626,257			
総合計(連結実質赤字額)		13,373,741	△ 3,417,596	16,791,337	5,619,934	11,171,403		
標準財政規模		79,713,370	△ 1,645,178	81,358,548	2,398,397	78,960,151		
連結実質赤字比率(% , ポイント)		-	-	-	-	-		

(注) いずれの年度も実質赤字額が生じていないことから、連結実質赤字比率を「-」と表記している。

「実質赤字額（又は資金の不足額）」の算定に際しては、特別会計のうち「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」に分類される5会計は、実質収支額を算定することとされている。

当年度は、「国民健康保険事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」及び「後期高齢者医療事業特別会計」が黒字となっているものの、「収益事業特別会計」及び「駐車場事業特別会計」が赤字となっており、実質収支額の合計は3,017,735千円の赤字となっている。

次に、「公営企業会計」に分類される6会計は、資金の不足額又は剰余額を算定することとされている。

当年度は、「国民宿舎運営事業特別会計」において1,438千円の資金の不足額が生じている。また、「水道事業会計」及び「公共下水道事業会計」では資金の剰余額が生じており、「卸売市場事業特別会計」,「産業立地推進事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」では資金の不足額又は剰余額は生じていない。

公営企業会計全体としては、14,992,205千円の資金の剰余額が生じているが、これは、主として「水道事業会計」において11,779,389千円の資金の剰余額が生じていることによるものである。

当年度の全会計の合計は、13,373,741千円の黒字となっていることから、連結実質赤字比率は算定されていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する「元利償還金及び準元利償還金」の「標準財政規模」に対する比率である。

算定方法は、「元利償還金及び準元利償還金」から「特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額を、「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除した、単年度の比率の3か年平均を算出するものである。

実質公債費比率の状況及び算定方法は、次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

(単位:%, ポイント)

	実質公債費比率	
		対前年度 対比
令和4年度	12.7	△ 0.3
令和3年度	13.0	△ 0.6
令和2年度	13.6	

算定方法

(単位:千円)

	元利償還金及び 準元利償還金		特定財源並びに元利償還金 及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
		対前年度 対比		対前年度 対比
令和4年度	21,341,440	161,960	12,337,867	43,434
令和3年度	21,179,480	352,940	12,294,433	△ 281,234
令和2年度	20,826,540		12,575,667	

(単位:%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和4年度	13.21534	12.7
令和3年度	12.72460	
令和2年度	12.29727	

	標準財政規模		元利償還金及び 準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
		対前年度 対比		対前年度 対比
令和4年度	79,713,370	△ 1,645,178	11,583,661	50,866
令和3年度	81,358,548	2,398,397	11,532,795	△ 332,177
令和2年度	78,960,151		11,864,972	

当年度の実質公債費比率は12.7%で、前年度と比較すると0.3ポイント改善している。これは、早期健全化基準である25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額」の「標準財政規模」に対する比率である。

算定方法は、「将来負担額」から「充当可能財源等」を控除した額を、「標準財政規模」から「元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を控除した額で除して算出するものである。

将来負担比率の状況及び算定方法等は、次表のとおりである。

算定方法

将来負担比率の状況 (単位: %, ポイント)		将来負担額		充当可能財源等	
		対前年度 比	対前年度 較	対前年度 比	対前年度 較
令和4年度	160.9	△	12.1	288,707,592	△ 1,719,990
令和3年度	173.0		0.8	290,427,582	△ 1,732,985
令和2年度	172.2			292,160,567	176,572,517

(単位: 千円)

標準財政規模		元利償還金及び 準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
		対前年度 比	対前年度 較
令和4年度	79,713,370	△	1,645,178
令和3年度	81,358,548		2,398,397
令和2年度	78,960,151		

(単位: 千円)

= $\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等算入額}} \times 100$

将来負担額

(単位: 千円)

	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組 負担等見込額	退 職手 当 見込額	設 立 法 人 の 債 務 見 込 額	連 結 実 質 赤 字 額	組 合 連 結 実 質 赤 字 額	組 合 連 結 実 質 負 担 見 込 額
令和4年度	210,253,765	2,255,270	53,135,192	5,889,243	17,174,122	0	0	0	
令和3年度	210,890,168	2,460,247	53,365,195	6,207,383	17,504,589	0	0	0	
令和2年度	210,769,093	2,591,285	54,554,733	6,838,462	17,406,994	0	0	0	

充当可能財源等

(単位: 千円)

	充 当 可 能 基 金	充 当 可 能 特 定 繰 入	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額
令和4年度	17,342,737	7,008,300	154,727,179
令和3年度	6,461,768	6,852,649	156,303,051
令和2年度	12,513,245	6,197,486	157,861,786

当年度の将来負担比率は160.9%で、前年度と比較すると12.1ポイント低くなっており、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

2 審査意見

当年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度同様に、実質赤字額が生じていないことから、算定されていない。

実質公債費比率については12.7%で、前年度に比較して0.3ポイント改善しており、平成25年度から引き続き、地方債の発行に国又は都道府県の許可を要する18.0%を下回っている。また、将来負担比率については160.9%となっており、改善傾向が見られる。

これらの健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を下回っているものの、他の中核市の前年度決算における比率と比較すると、非常に厳しい結果となっている。

今後も市税収入や地方交付税などの動向が不透明であることに加え、文化プラザ長寿命化整備事業や南海トラフ地震対策等の大規模投資事業に伴う公債費の増加や、医療・介護などの社会保障費、子ども・子育て支援事業に係る経費、老朽化が進む公共施設の維持更新経費等の負担増など、より一層厳しい財政状況が見込まれることから、令和5年7月に策定した「高知市財政健全化プラン2023」に基づき、健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、行財政改革の推進に取り組まれない。

令和4年度決算に基づく高知市の
資金不足比率の審査意見

令和4年度決算に基づく高知市の資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく高知市の各公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月7日から同年9月4日まで

第3 審査の方法

資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が正確であるか、関係法令等に基づき適正に作成されているかどうかの主眼をおき、高知市監査基準に準拠して審査を実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

(単位：％，ポイント)

	令和4年度		令和3年度		令和2年度	経営健全化基準
	対前年度比	対前年度比較	対前年度比	対前年度比較		
水道事業会計	-	-	-	-	-	20.0
公共下水道事業会計	-	-	-	-	-	
卸売市場事業特別会計	-	-	-	-	-	
国民宿舎運営事業特別会計	※	-	119.5	-	-	
産業立地推進事業特別会計	-	-	-	-	-	
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	-	

(注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「-」と表記している。

(注2) 資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業の規模が0のため、資金不足比率が算定されないことを示す。

審査の状況及び意見は、次のとおりである。

1 審査の状況

資金不足比率とは、各公営企業における「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率である。

各公営企業会計の資金不足比率等の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率等の状況

(単位：千円，%，ポイント)

会 計 名	令和4年度の状況		資 金 不 足 比 率				
	資 金 の 不足(剰余)額	事 業 の 規 模	令和4年度		令和3年度		令和2年度
			対前年度 比	対前年度 比	対前年度 比	対前年度 比	
水道事業会計	11,779,389	5,964,142	—	—	—	—	—
公共下水道事業会計	3,214,254	5,891,953	—	—	—	—	—
卸売市場事業特別会計	0	218,714	—	—	—	—	—
国民宿舎運営事業特別会計	△ 1,438	0	※	—	119.5	—	—
産業立地推進事業特別会計	0	703,700	—	—	—	—	—
農業集落排水事業特別会計	0	57,820	—	—	—	—	—

(注1) 資金の不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」と表記している。

(注2) 資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業の規模が0のため、資金不足比率が算定されないことを示す。

「公営企業会計」に分類される6会計のうち、「水道事業会計」及び「公共下水道事業会計」では、資金の剰余額が生じており、また、「卸売市場事業特別会計」、「産業立地推進事業特別会計」及び「農業集落排水事業特別会計」では、資金の不足額は生じていないことから、これらの会計では資金不足比率は算定されていない。

また、「国民宿舎運営事業特別会計」では1,438千円の資金の不足額が生じているが、国民宿舎桂浜荘が令和3年10月から休館しているために、事業の規模が0円となることから、事業の規模に対する資金不足比率は算定されていない。

2 審査意見

当年度決算については、各公営企業会計において資金不足比率は算定されていない。

「国民宿舎運営事業特別会計」を除く5会計については、資金の不足額が生じていないことから資金不足比率は算定されていないものであるが、「国民宿舎運営事業特別会計」については、国民宿舎桂浜荘が令和3年10月から休館しているために、当年度決算において営業収益に相当する収入がなく事業の規模が0円となることから、同比率は算定されていないものである。

「国民宿舎運営事業特別会計」については、今後も収入が見込めない一方、施設の維持管理等の経費は継続して必要となってくることから、同宿舎の在り方について早急に詳細な検討を行われたい。